北海道足寄町「地域おこし協力隊（商工プロモーション推進員）」募集要項

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用関係の有無 | あり |
| 業務概要 | 　足寄町では、商店街の活性化やデジタル化の推進を強化するため、地域おこし協力隊を募集します。特に商工会と連携しながら、デジタルツールを活用した情報発信や特産品のＰＲ、キャッシュレス決済の普及などに取り組んでいただきます。◯主な業務１．商工会のホームページの作成・運営・ホームページで最新情報の発信・加盟店の紹介やイベント情報の掲載２．ＳＮＳを活用した店舗紹介・地域イベント情報の発信・Facebook、Instagram、Xなどを活用したPR活動・地域の魅力を発信し、観光や移住促進につなげる３．商店街でのキャッシュレス導入推進・店舗へのキャッシュレス導入を支援しインバウンドへの対応や、購買意欲の喚起４．地域資源を活かした特産品の開発・PR活動・特産品を活かした新商品開発の企画支援・販売促進イベントの企画・実施５．その他、商工会に関わる業務支援・地域イベントの運営補助・商工会業務◯勤務場所足寄町役場内及び足寄町商工会◯任期終了後の着地点の想定・地域特産品販売・飲食店として創業・商工会職員として従事◯活かせる資格・経験・Photoshop・illustratorの使用経験・Web制作・運営の実務経験・SNSマーケティングの経験（企業や店舗のPR運営）・映像編集・写真撮影のスキル・イベント運営・PRの経験◯求める人材・小売業・サービス業でのキャッシュレス決済導入経験のある方・SNS等の情報発信を得意とする方・イベント企画・運営の経験**特に歓迎なのは「デジタルスキル＋地域活性化の熱意」****資格がなくても、これらの経験やスキルがあれば活躍できます** |
| 募集対象（共通） | 次の要件をすべて満たす方とします。 （１）居住地要件 応募時点で３大都市圏をはじめとする都市地域等にお住まいの方、または、これまで地域おこし協力隊員として、一定期間（２年以上）活動し、かつ解職から１年以内の方で、任用後、足寄町に住民票を異動することができる方※上記の「３大都市圏をはじめとする都市地域等」は持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村に該当しない市町村をいいます。 （２）応募時点で、満１８歳以上の方（性別は問いません）（３）心身共に健康で誠実に業務を行うことができる方（４）パソコン(ワード、エクセル等)の操作ができる方（５）普通自動車運転免許証を取得しており、実際に運転のできる方（６）研修等を受講し、最長３年間の活動期間終了時に、足寄町において起業又は就職して定住する意欲のある方（７）地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない方 |
| 募集人数 | １名 |
| 勤務地 | 北海道足寄町 |
| 勤務時間 | 勤務時間等１　始業( ９ 時 ００分)　終業( １６ 時 ４５分)7時間 /日　5日/週２　休憩時間( ４５分 )３　時間外勤務　無※イベント等の関係で日数や時間を変更する場合があります。また地域おこし協力隊としての自主的な活動を尊重するため、必要に応じて調整を行います。　勤務時間に影響のない範囲で副業を認める場合があります。 |
| 任用形態・期間 | （１）足寄町地域おこし協力隊員設置要綱に基づき町長が任用します。（２）任用期間は、任用の日からから１年間を予定しています。なお２年目以降は、更新の可能性があり、最長で３年間雇用します。 |
| 給与等 | 報酬　月額　１８８，０００円～毎月２１日支給（当月分）期末勤勉手当2回（6月、12月）支給し、採用時期に応じて支給率が異なります。　※任用者の年齢や職歴などを考慮し「足寄町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例」により支給します。　※年間最大4.6月以内（初年度４月採用の場合3.305月） |
| 待遇・福利厚生 | ・健康保険、厚生年金、雇用保険に加入していただきます。 ・休暇については、「足寄町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」によります。 ・住居については、必要に応じて、足寄町内に町が借り上げます。 ・光熱水費は、協力隊員の負担とします。 ・その他、活動に必要な経費（消耗品費、旅費等）については、予算の範囲内で町が負担します。 |
| 応募受付期間 | 令和７年２月２１日（金）～令和７年３月１９日（水） |
| 応募手続 | 【応募方法】（１）応募書類　郵送または電子メールにより次の書類を提出下さい。　　①足寄町地域おこし協力隊応募用紙（様式１・２）　　②会計年度任用職員登録申請書③運転免許証の写し④応募日から１か月以内に取得した住民票抄本（３）提出先　　　〒089-3797　北海道足寄郡足寄町北１条４丁目４８番地１　　　足寄町役場　経済課商工観光振興室　　　E-mail: syoukou@town.ashoro.hokkaido.jp |
| 選考 | （１）第１次選考【書類選考】書類選考の上、結果を応募者にメール等で通知します。（２）第２次選考【面接】 第１次選考合格者を対象に、面接による第２次選考を実施します。面接の日時及び場所については第1次選考結果通知時にお知らせいたします。面接場所は足寄町役場を予定していますが、遠方の場合はリモートでの対応も調整します。※応募に係る経費（書類申請費用及び面接時の交通費など）は、すべて応募者の負担となります。※内定後の赴任費用はありません。 |
| 結果報告 | 2次審査後速やかに、対象者にお知らせします。 |
| 備考 | 【留意事項】　本募集は、令和７年度当初予算に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、募集内容等の変更の可能性があることを留意下さい。 |

|  |
| --- |
| 問い合わせ先 |
| 北海道足寄郡足寄町 経済課商工観光振興室（担当：山下） ＴＥＬ ０１５６－２８－３８６３ E-mail syoukou@town.ashoro.hokkaido.jp |